【資料１】

新潟市障がい福祉課
平成 25 年 11 月 21 日
第 6 回条例検討会資料

寄せられた差別事例に対する
市の現行の対応

１．福祉分野

寄せられた差別事例	現行の取組み等
【番号２・9】保育園での受け入れを拒否された。 【番号４・6】保育園の入園を希望したが、園長先生に「病気の人は入園できない」と拒否された。 【番号７】保育園の入園希望を出したら、身の回りの事が１人で出来ない事や手がかかるからとの理由で遠まわしに断られた。 【番号 11】通園していた保育園で、同年代の子どもたちが参加する活動に参加させてもらえなかった。	【保育課】〇障がい児の入園と保育内容について 障がいやご病気の内容により、専門的な療育機関との検討をおこなったり、医療行為が伴うかどうかを把握しながら、より適切な保育を実施するため、お子様の状況をおたずねするもので、単に障がいや病気を理由として入園をお断りすることはありません。 保育園の活動については、一人ひとりの子どもの発達過程や障がいの状態を把握し、適正な環境の下で、障がいのある子どもが他の子どもとの生活を通して共に成長できるように保育をしております。 入園の受付は区役所の健康福祉課児童福祉係が窓口となって対応しております。 事例のように差別と受け取られる事のないよう、より丁寧な説明と相互理解を得られる対応を行ってまいります。
【番号 12・13】保育園で、排せつの自立が完全でないという理由で、皆と一緒にプールに入れなかった。	【保育課】排尿便が自立していないお子さんが使用するプールでは、水が汚染されやすいので、皆と一緒にプールに入れない場合は、たらい等の使用による工夫で個別対応をする場合もあります。
【番号 19・25】保育園の看護師に、導尿を断られたこと。	【保育課】医療行為を要するお子さんをお預かりする場合は、児童の状況に応じた受け入れ体制（医療行為の内容・主治医の意見・家族の協力体制等）を考慮し、児童の福祉と安全を第一に考え充分な事前協議を行ったうえで受け入れることとしているため、一方的に導尿をお断りはしていないと考えます。
【番号８・10】校内区の小学校の特別支援学級に通わせ、ひまわりクラブを利用したかったが、ひまわりクラブに入れなかった。	【こども未来課】　ひまわりクラブでは，障がいのある児童が入会を希望する場合，加配指導員を配置し，原則受け入れています。

寄せられた差別事例	現行の取組み等
【番号 14】区役所の検診車による乳癌検診に出掛けた時、受付で、「今度来る時は、一番最後の暇になった頃、来るように」と言われた。	【区役所】乳がん検診は、(財)新潟県保健衛生センターに委託しており、予約制で実施しています。 受付と問診は区役所職員、車内での撮影は新潟県保健衛生センター職員が行っています。受付後、乳がんの自己検査法についての説明を受けてもらい、その後に問診、撮影となり、撮影も角度を変えて何回か行うため、時間がかかることは事実です。 なお、事例の詳細（第２回検討会資料）では、「ヘルパーは検診車内に入れないと言われた」との記載があるが、女性のヘルパーの場合は車内に入って撮影以外の着替え等の介助を行ってもらっています。
【番号 26】集団胃検診の指示が全く聞こえない。検査員に対応してもらったが、不便。	【区役所】聴覚障がいの方については、撮影時の配慮のために、問診時に個人記録票の右上に赤字で「きこえ」と記載し、検診時の注意事項はリーフレットを渡しています。 検診車内では撮影介助の職員が付き添い、撮影の度に体の向きを変えるなどの補助をしています。（健聴者の場合は、レントゲン技師が声で指示をしています）
【番号 21】避難所において、障がい種別に応じた対応がなされていなかった。	【障がい福祉課】学校などの一般避難所において避難所生活が困難な高齢者や障がいのある人など、何らかの特別な配慮を必要とする方は、二次的な避難所として福祉避難所を利用していただくことになっています。また、本事例を調査した結果、対象となった施設は市として開設した避難所ではないことがわかりましたが、障がいのある人が避難している施設であれば必要に応じて特別な配慮をすべきと考えます。

２．その他

寄せられた差別事例	現行の取組み等
【番号 167】行政主催の会議の際、３階までのエレベーターしかないのに、４階の会議室で会議が行われた。合理的配慮の欠如に、心が痛みました。介助者は悔しくて泣いていました。	【総務課】本庁舎においては、ユニバーサルデザインに基づき管理運営を進めています。しかしながら、白山浦庁舎７号棟 401 会議室については、本体に追加工事により設置された会議室であり、本庁舎で唯一エレベーターを使った利用ができない会議室であることから、下肢に障がいのある人が利用困難な会議室と位置付けし、障がい者に配慮した会議室利用を行うよう職員に周知を図ります。

３．建物・公共交通分野

寄せられた差別事例	現行の取組み等
【番号 122】市の公共施設が新設される際、一人でもトイレに行けるよう入口から総合案内までの点字ブロックに加え、トイレまで設置してほしいと要望したが、案内所の職員が誘導するとのことで認められなかった。	【住環境政策課】　現在市の公共施設の設計時には、「新潟県福祉のまちづくり条例」の整備基準を参考に設計が行われています。 視覚障害者には、突起を頼りに歩行する全盲の方と、床との色の差により歩行する弱視者がいます。また、視力の低下した高齢者等もおり、突起のないものも多くの方にとって有用な施設となっています。 全盲の方を対応とすることが整備の原則でありますが、不特定多数の利用者がある施設においては、移動を阻害する、利用者の転倒の危険があるなど、設置による弊害の方が大きい場合も考えられるため、それぞれの施設においての利用実態などにより判断しています。
【番号 126・134】精神面のケアのため外出を望むが、公共交通や道路の段差で非常に困難である。	【都市交通政策課・土木総務課・道路計画課】 ①駅のバリアフリー化に関する取組み バリアフリー法に基づく国の基本方針が平成23年３月末に改正され、平成 32 年度末までを期限としたより高い水準の新たなバリアフリー化の目標が設定されており、鉄道駅については１日当たりの利用者数が３０００人以上の駅が対象となっています。 本市では国の基本方針を踏まえ、鉄道事業者と協議・調整を図りながら必要な支援をすることで、エレベーター設置等による鉄道駅のバリアフリー化を順次進めています。 ②道路のバリアフリー化に関する取組み 道路を、新たに作るあるいは改築する場合は、市の条例に基づきバリアフリー化を進めています。その際、歩道の構造は、従来のマウンドアップ式から車道との段差が少ないセミフラット式を基本としています。 また、利用者が多い（※1 日あたり概ね 5,000 人以上）ＪＲ駅などの旅客施設から徒歩圏内にある高齢者や障がい者が利用する施設との間の経路を円滑に移動できるように、優先的にバリアフリー化を進めていく地区を指定し、地区内の経路について歩道の有効幅員の確保や縦横断勾配の緩和のための取組みを行っており、その中で段差の緩和についても取り組んでいます。 道路をバリアフリー化した後も、常に使いやすい維持管理を行っていきます。

寄せられた差別事例	現行の取組み等
【番号 128】じゅんさい池公園の車椅子道は、路肩が崩れた箇所や道が削られてデコボコの箇所がある。	【公園水辺課】公園内の施設、入り口・駐車場から施設までの園路を、新たに作るあるいは増改築する場合は、市の条例に基づきバリアフリー化を進めています。 施設や園路をバリアフリー化した後も、常に使いやすい維持管理を行っていきます。
【番号 129】上肢まひもあり車で移動している身障者が、ほんぽーとの駐車場の駐車券が取れないために、利用できないでいる。	【ほんぽーと】上肢まひの人に対応した駐車券発券機はないが（業者確認済）、土日・祝日は駐車場警備員が補助することができる。平日については、電話番号やメールによる事前連絡などの方法がとれないか現在検討中。
【番号 130】万代市民会館は、駐車場が 20 台分くらいしか確保されておらず、身障者専用駐車場がないため、車を利用している歩行障がい者が利用できない。	【万代市民会館】駐車台数 17 台のうち、1 台が身障者用駐車スペースとなっています。 原則、利用する 1 団体につき、1 台の駐車を許可。身障者駐車スペースが利用されていて、さらに障がい者からの利用申し出がある場合は、その他の駐車スペースも利用可能。

４．教育分野

寄せられた差別事例	現行の取組み等
【番号 79】校外での学校の行事は外される。	【教育委員会】 ※「【参考資料１】障がいに関する学校現場での取り組みと現状」参照
【番号 80・82】小学校時(約 20 年前)、入学式から親がそばに居ないと駄目な状態だったのに、椅子も用意してもらえず、授業もひとり教室に置かれた。	【教育委員会】 ※「【参考資料１】障がいに関する学校現場での取り組みと現状」参照
【番号 81・88】中学の部活の入部を断られた。	【教育委員会】 ※「【参考資料１】障がいに関する学校現場での取り組みと現状」参照
【番号 83・93】先生達が、子供の事を考えず、回りばかり気にして市の音楽会に出してもらえない事があり、教育委員会に話して出席できる様にしてもらった。	【教育委員会】 ※「【参考資料１】障がいに関する学校現場での取り組みと現状」参照
【番号 84･89】小学６年生（特別支援学級）修学旅行は、参加させてもらえなかった。	【教育委員会】 ※「【参考資料１】障がいに関する学校現場での取り組みと現状」参照
【番号 86】小学校に行っている時に交流学級へ出かけていると、クラス担任の対応が余計な事が増えるような態度や言動で傷つくことがある。６年生の修学旅行の時に〇〇が同行する事を強く求められ参加しました。	【教育委員会】 ※「【参考資料１】障がいに関する学校現場での取り組みと現状」参照
【番号 91】中学入学の際、普通学級を希望した時、当時の教頭に何か､問題がおきたら、自己責任で、と言われた。	【教育委員会】 ※「【参考資料１】障がいに関する学校現場での取り組みと現状」参照

寄せられた差別事例	現行の取組み等
【番号 92】中学校で特別支援学級に在籍しても、まったく担任から見放され､｢あなたは見れません」とはっきり言われ、校長にも「あなたのおかげで仕事ができない」と言われた。	【教育委員会】 ※「【参考資料１】障がいに関する学校現場での取り組みと現状」参照
【番号 94】学校でのバカ扱い。勉強させない。	【教育委員会】 ※「【参考資料１】障がいに関する学校現場での取り組みと現状」参照
【番号 96・98】小学校時(約 20 年前)、校長が教育委員会へ行き、特別支援学級のある学校へ行けと追い出されてしまった。	【教育委員会】 ※「【参考資料１】障がいに関する学校現場での取り組みと現状」参照
【番号 97】普通学校の入学を希望したが、受け入れてもらえなかった。	【教育委員会】 ※「【参考資料１】障がいに関する学校現場での取り組みと現状」参照
【番号 99】学校での授業（黒板が見えない）	【教育委員会】 ※「【参考資料１】障がいに関する学校現場での取り組みと現状」参照
【番号 101・102】小学校入学の為見学に行ったら、給食を２階まで運ぶエレベーターがあり、自分は車イス利用しているので、このエレベーターで２階へ移動したいと言ったら、「衛生上よくない。」と当時の学校長に言われた。	【教育委員会】 ※「【参考資料１】障がいに関する学校現場での取り組みと現状」参照

5．情報・コミニケーション分野

寄せられた差別事例	現行の取組み等
【番号 148】役所で障がい者手帳を受け取るときに、公的サービスの一覧を読み上げてくれたが、最初のいくつかの項目だけで読みあげを打ち切られてしまった。そのため、日常生活に必要な公的サービスを三年間受けることが出来なかった。	【区役所】身体障がい者手帳の交付は、本人の希望する窓口（区役所健康福祉課または出張所）で行っており、交付の際は職員が「福祉のしおり」（サービスガイド）をもとに、手帳の等級によって受けられるサービスの説明を行っています。 その際に、障がい者の希望するサービスについては、申請手続き等をしてもらっています。（出張所では、一部サービスの申請を扱っていないため、その場合には区役所での申請を案内しています） 中央区役所健康福祉課の担当職員に確認したところ、職員側の都合でサービスの案内を打ち切ることは、「考えられない」とのことである。
【番号 150・156】公共の窓口の対応。目が見えにくく、書けなく、読めないのに、自筆であることを求める。	【区役所】中央区役所健康福祉課の窓口では、来庁者からの依頼があれば、職員が代筆を行っています。また、来庁者が不自由そうにしている場合は、職員の方から「代筆しましょうか」と声掛けをすることもあります。 婚姻届などの戸籍届については、戸籍法で「届出人がこれに署名し、印をおさなければならない」と規定されているので、基本的には自署を求めるが、施行規則で「署名することができないときは氏名を代書（＝代筆）させ、印をおすだけで足りる」と規定されているので、署名することができない方には代筆で対応をしています。代筆は届出人の意思を確認できた人なら誰でもよいので、職員が代筆する場合もあります。 戸籍届以外の区役所区民生活課の窓口でも、申請者ご本人であることと、申請の意思、障がいの状況が確認できれば代筆をしています。

寄せられた差別事例	現行の取組み等
【番号 151】視覚障がい者団体宛の市からの郵送物に墨字の資料だけが同封されており、何の点字の説明も入っていない。ちなみにこの差別事例の募集についても、応募は点字でも良いとあるが、案内そのものが点字ではなかった。また市が発行する各種通知について、部署や区によって未だ表に点字シールが貼られていないことがある。	【障がい福祉課】視覚障がい者においては、身体障害者手帳交付時に点字郵送の意志確認を行い、希望者は登録されます。 その後、登録された情報は、各区役所、関係部署で情報が共有され、郵便物を発送する際に活用されます。 また、市が発行する各種通知のうち、①国民健康保険料暫定通知書、②国民健康保険料確定通知書、③国民健康保険料減免申請書、④後期高齢者医療被保険者証、⑤国民健康保険証、⑥国民健康保険高齢受給者証、⑦介護保険料確定通知書、⑧介護保険料暫定通知書、⑨介護保険被保険者証⑩市県民税申告書、⑪市県民税納税通知書、⑫固定資産税納税通知書、⑬固定資産税課税明細書、⑭インフルエンザ予防接種のお知らせ、⑮各種検診受診券、⑯災害時要援護者名簿登録結果確認書、⑰障がい者手帳交付通知、⑱各種障がい関連手当決定通知書、⑲重度心身障がい者医療費助成現況届、⑳自立支援医療（更生医療）再認定申請書、㉑自立支援医療（精神通院医療）関連通知書、㉒補装具決定通知書、㉓日常生活用具支給決定通知書、㉔介護給付費等支給決定通知書、㉕投票所入場券　について点字シールが貼られています。
【番号 152】市主催の障がい者を対象とした説明会や公共性の高い講演会、集会などについては、聴覚障がい者への情報保障として、手話通訳や要約筆記が用意されるように、点字やデータによる資料が提供されるべきではないか。	【障がい福祉課】条例検討会においては、事前の申し出があれば、点字若しくはデータにより資料提供を行っています。

寄せられた差別事例	現行の取組み等
【番号 157】行政からの市民向けの広報において、視覚障がい者でも読める、点字・録音・データでの提供がないときがある。	【障がい福祉課】市の発行物のうち、①市報にいがた・区だより、②サイチョ PRESS（新潟市の資源とごみの情報誌）、③新潟市の介護保険、④にいがた市議会だより、⑤障がい者(児)福祉のしおり、⑥身体障がい者を対象とした新潟市職員採用選考試験案内、⑦新潟市の介護保険料、⑧選挙公報、⑨ごみ分別百科事典、⑩第２次新潟市障がい者計画・第３期新潟市障がい福祉計画については、音声版・点字版での資料を作成しています。 また、⑪障がい者就労に関する講演会のチラシや⑫第２次新潟市障がい者計画・第３期新潟市障がい福祉計画（概要版）については、SP コード付のものを作成し、配布しています。
【番号 158】選挙の投票所で、視覚障がい者に対する情報提供が配慮に欠けている。	【選挙管理委員会】投票所における視覚障がい者への対応としては、点字投票用紙への打込み用の点字器と、候補者の氏名や名簿届出政党等の名称等の一覧として点字版候補者名簿を全投票所に配置しています。 ２ 種類の選挙がある場合には、投票用紙に「せんきょく」「ひれい」といった選挙の別をエンボス加工により表示し、投票用紙を取り違えることがないようにしています。 候補者や名簿届出政党等の名称等の情報については、各選挙の公(告)示後に、各候補者や政党等の政見等を掲載した選挙公報を点字と音声（ＣＤ、デイジー、カセット）に訳した選挙のお知らせを各個人あてに送付しており、また、国政選挙においては選挙の種類が複数あることもあり、投票方法についてのお知らせ（点字、音声 CD）も併せて送付しています。 なお、送付先は、選挙ごとに広報課所管の市報にいがたの点字版、音声版の送付先名簿と障がい福祉課所管の点字利用登録者名簿を併用して把握しています。 また、投票所入場券（はがき）には、それが入場券であることを表示した点字シールを貼付して発送しており、これにより投票所で点字投票対象者としてスムーズに受付ができるようになっています。なお受付の際には、点字投票であることや、自書ができないことによる代理投票であることに、あからさまに大きな声で対応しないなど選挙人の心情に配慮するよう指導しています。

寄せられた差別事例	現行の取組み等
【番号 159】災害時において、音声による情報が優先される。聴覚障がい者に対する情報伝達が少ない。	【防災課】災害時等の緊急時には、次の手段を用いて、音声と文字情報による多重化した情報伝達を行っています。 （１）音声によるもの ①防災無線、②緊急告知ＦＭラジオ （２）文字によるもの ①緊急速報メール、②エリアメール、③ＢＳＮテレビデータ放送、④ツイッター、⑤防災ホームページ、⑥にいがた防災メール、⑦ヤフージャパンホームページ
【番号 160】先日、新潟テルサの各種講座のチラシが入ってきたが、申し込みは電話だけだった。聴覚障がい者は電話が出来ない人が多い。ＦＡＸやメールの受付もやって欲しい。	【雇用対策課】ＦＡＸやメールによる申込方法に関する要望は、今までなかったことから、受付は、電話や窓口で対応しています。なお、年に１回程度、ＦＡＸによる申込もありますが、その際は、新潟テルサの担当者から相手先へ確認の電話をした上で、受け付けています。

６．労働分野

<table>
<tr><th>寄せられた差別事例</th><th>現行の取組み等</th></tr>
<tr><td>【番号 53】市のチャレンジ雇用では、対象者が知的と精神障がい者であり、身体障がい者（視覚障がい者）は排除されている</td><td>【障がい福祉課】チャレンジオフィス実施事業については、身体障がい者と比べ、知的障がい者と精神障がい者への障がい者雇用の理解が進んでいない（雇用率も低い）ため、重点的な対応を取る必要があることから、平成２２年度より国の緊急雇用創出事業（国が全額負担）の中で実施をしてきました。
事業実施から４年目となり、知的障がい者と精神障がい者の雇用率は少しずつながらアップしていること、また、国の緊急雇用創出事業が本年度を持って終了することもあり、来年度以降のチャレンジオフィス実施事業をどうすべきか、現在、事業対象者も含め検討を行っています。</td></tr>
<tr><td>【番号５６】新潟市の障がい者職員採用の「受験資格」で，①知的と精神障がい者を除外すること，②自立しての（※介助者なしという意味だと思われる）職務遂行能力を求めていること，③年齢制限を設けていること（70 歳／男性／中央区）</td><td rowspan="3">【人事課】
①身体障がい者と知的・精神障がい者との区分について
本市では、平成１７年度から身体障がい者を対象とした正規職員の採用選考試験を実施してきました。
また、平成２４年度末から平成２５年度初めにかけては、各区役所において初めて身体障がい者を対象とした非常勤職員の採用選考試験を実施し、各区において１名以上の採用を行いました。
知的・精神障がい者の採用については、就労支援を目的とした「新潟市障がい者チャレンジオフィス事業」により、平成２２年度から延べ３９人（知的９人、精神３０人）を臨時職員として採用しています。
教育委員会においては、平成２３年度から延べ３人の知的障がい者を非常勤職員として採用しています。
本市の知的・精神障がい者の採用についての取組は充分とは言えない状況ですので、受入れ体制づくりのため、他自治体の採用事例などを参考に調査・研究を行ってまいります。
②職務遂行能力について
「介護者なしで業務が遂行できる人」という要件について，頂いたご意見を踏まえ，次回の募集から削除することといたします。
③年齢制限について
今年度から、身体障がい者を対象とした採用選考試験における受験可能な年齢を５９歳までに引き上げております（前年度までは上限３５歳）。地方公務員法に基づく定年に関する条例により、本市の正規職員の定年は６０歳と定めてられておりますので、事実上、年齢による制限をしていないことになります。</td></tr>
<tr><td>【番号 62】①市職員の障がい者採用について，障害者雇用促進法では知的障害者も義務対象になっているが，市では排除している。</td></tr>
<tr><td>【番号 63】②新潟市の身体障がい者を対象とした採用選考試験の受験資格として、「介護者なしで業務が遂行できる人」という要件を設けていること。</td></tr>
</table>